

【小牧市より】共同住宅の

ごみ集積場設置の「事前協議」が オンラインでできます！



手続方法

対象となる方

共同住宅を建築予定で敷地内等にごみ集積場を設置
予定の事業者の方

※ 6戸以上の共同住宅を建設予定の場合は、ごみ集積場の敷地内等にごみ集積場を設置することが条例で義務付けられており、建築確認申請前までに事前相談を行わない場合は、設置申請を受け付けることはできません。(道路状況によっては行政回収ができない場所もありますので、行政回収を希望する場合は必ず事前協議をお願いします。)

※ 6戸未満の共同住宅を建設予定の場合や過去に建設済の共同住宅でも、新規でごみ集積場を設置予定の場合は、トラブル防止のためごみ政策課へ事前にご相談ください。

手続きの流れ



下記 QR コードから受付サイトにアクセスする。



必要事項を記入し、図面等のデータをアップロードして「回答」する

申請の確認後、ごみ政策課職員より電話又はメールにてご連絡いたします。

※ 内容によっては、ご連絡に7日～10日程お時間をいただく場合があります。

受付時間

申請は 24 時間受付可能です。

ただし、ごみ政策課職員による確認は小牧市役所の開庁時間内となりますのでご了承ください。

小牧市ごみ政策課 収集美化係

☎0568-76-1147 ✉ gomisei@city.komaki.lg.jp

開庁時間：9:00～16:00 (R7.11.4 より)